相続定期預金

(2023年1月4日現在)

1. 商 品 名	相続定期預金(スーパー定期)
2. 預入対象	以下を満たす個人のお客さま
	• 相続手続き(他金融機関含む)をされ、相続完了日から1年以内であること
	 ・相続により取得されたご資金をお預け入れいただくこと
	(当社以外でお受取の相続資金や、金融資産を相続し換金した資金も含みます)
	・ 店頭でお申込みいただくこと
0 77 7 40 88	
3. 預入期間	6カ月・1年
	預入時のお申し出により元金継続又は元利金継続のお取扱いができます。
	満期日以後は満期日の店頭表示金利(6ヵ月もの・1年もの)で継続いたします。
4. 預 入 方 法	
(1)預入方法	一括預入(自動継続型・通帳式のみのお取扱いです)
(2)預入金額	100万円以上相続により取得された金額の範囲内
(3)預入単位	1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利 息	
(1)適用金利	① 6ヵ月もの…スーパー定期店頭表示金利(6ヵ月もの)+年0.3%
	② 1年もの …スーパー定期店頭表示金利(1年もの)+年0.15%
(2)利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3)計算方法	付利単位1円とし1年を365日として日割計算します。
7. 手 数 料	_
8. 付加できる	① 総合口座の担保とすることができます。
特 約 事 項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、貸越限度は
	担保定期預金の90%以内、上限200万円以内です)
	② 個人の方はマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の	満期日前に解約する場合は、上乗せ金利は適用されず、解約日の普通預金利率
取扱い	 (小数点第4位以下切捨) により計算した利息とともに払い戻しいたします。

なる事項

- 10. その他参考と ①窓口のみのお取扱いとなります。ATM、みなとダイレクトバンキングでの取扱い はできません。
 - ②お預け入れの際は、以下の事項が確認できる資料をご持参ください
 - 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる資料
 - お預け入れされる方が相続人であることが確認できる資料
 - 本定期預金の預入原資が相続により引き継いだものであることが確認できる資料 【例】戸籍謄本・金融機関に提出した相続手続き依頼書・遺産分割協議書・ 被相続人名義の解約済诵帳・計算書 等
 - ③満期日に満期日の店頭表示金利(6ヵ月・1年もの)で継続いたします。 よって、満期日経過後に解約された場合のお利息は、「9.中途解約の取扱い」に 準じた中途解約利率により計算します。
 - ④お利息には個人の方の場合は源泉分離課税(20%)が課税されます。 2013年1月1日~2037年12月31日までに受け取る利息については、 20.315%の税金がかかります。
 - ⑤店頭表示金利についてはホームページもしくは窓口へお問い合わせください。
 - ⑥海岸通支店、神戸ポート支店、住宅ローンプラザでは本定期預金は取扱いして おりません。
 - ⑦その他の金利上乗せ商品やサービス、キャンペーン等とは併用できません。
 - ⑧商品内容、条件等は金融情勢等により変更となる場合がございます。詳しくは ホームページもしくは窓口にお問い合わせください。

以上

当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会相談室

連絡先:全国銀行協会相談室

電話番号:0570-017109 【ナビダイヤル】

(一般電話・公衆電話からは市内通話料金でご利用いただけます)

または 03-5252-3772